

資料提供
滋賀労働局

平成25年11月11日

担当

滋賀労働局 職業対策課
課長 辻 光男
課長補佐 向井 靖弘
担当官 山路 正晴
(電話) 077-526-8686
(FAX) 077-528-6068

希望者全員が65歳まで働ける県内企業は3分の2に大幅増 制度改正により前年の1.4倍に大幅増加

～平成25年「高年齢者の雇用状況」滋賀県内集計結果～

滋賀労働局（局長 野田 律）は「高年齢者の雇用状況」（平成25年6月1日現在）の県内の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

平成25年4月1日の改正高年齢雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

【集計結果の主なポイント】

- 今回の集計は、（平成25年4月1日施行）法改正後初の集計結果。
（常時雇用する労働者数が31人以上の県内本社企業1,248社が回答）
- 1. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置（*1）を講じている企業は、92.5%に。〈全国平均は92.3%〉
 - ・ 中小企業では92.4%、大企業では94.4%（抜粋資料1）
 - ・ 平成25年4月1日に制度が改正され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことが影響して低下。（前年度99.1%）
- 2. 定年後の継続雇用を希望する者全員が65歳以上まで働ける企業は大幅に増加し、831社で66.6%。（抜粋資料2）
 - ・ 前年と比べ、233社の増、18.5ポイント増。
 - ・ 中小企業では793社（+214社）、68.5%（+18.5P）。（抜粋資料2）
 - ・ 大企業では38社（+19社）、42.2%（+19.8P）と倍増。（抜粋資料2）
 - ・ 全国平均（66.5%）をわずかに上回る。

【参考】

(※1) 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けています。

(※2) 今回の集計結果は県内に本社のある企業、常時雇用する労働者が 31 人以上の 1,248 社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模(1,158 社)を「中小企業」、301 人以上規模(90 社)を「大企業」としています。

集計結果の詳細については、次頁以下をご参照ください。

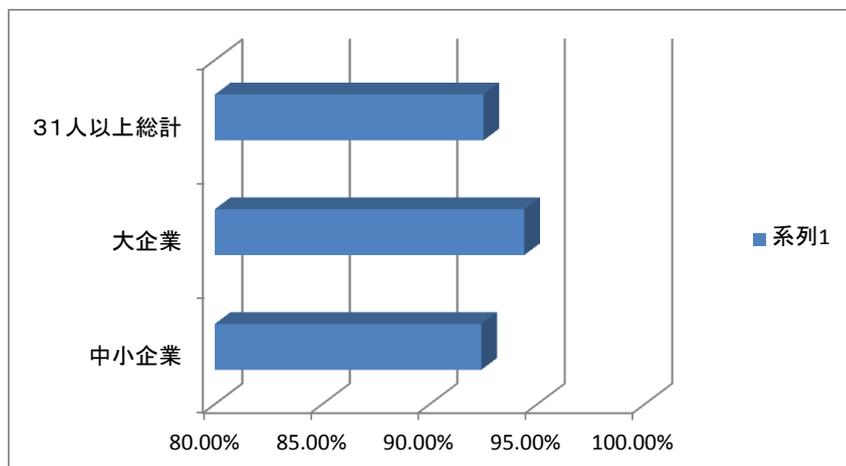
雇用確保措置の実施状況

抜粋資料1

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人 (中小企業)	1,070	(1,148)	88	(10)	1,158	(1,158)
	92.4%	(99.1%)	7.6%	(0.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上 (大企業)	85	(84)	5	(01)	90	(85)
	94.4%	(98.8%)	5.6%	(1.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,155	(1,232)	93	(11)	1,248	(1,243)
	92.5%	(99.1%)	7.5%	(0.9%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。



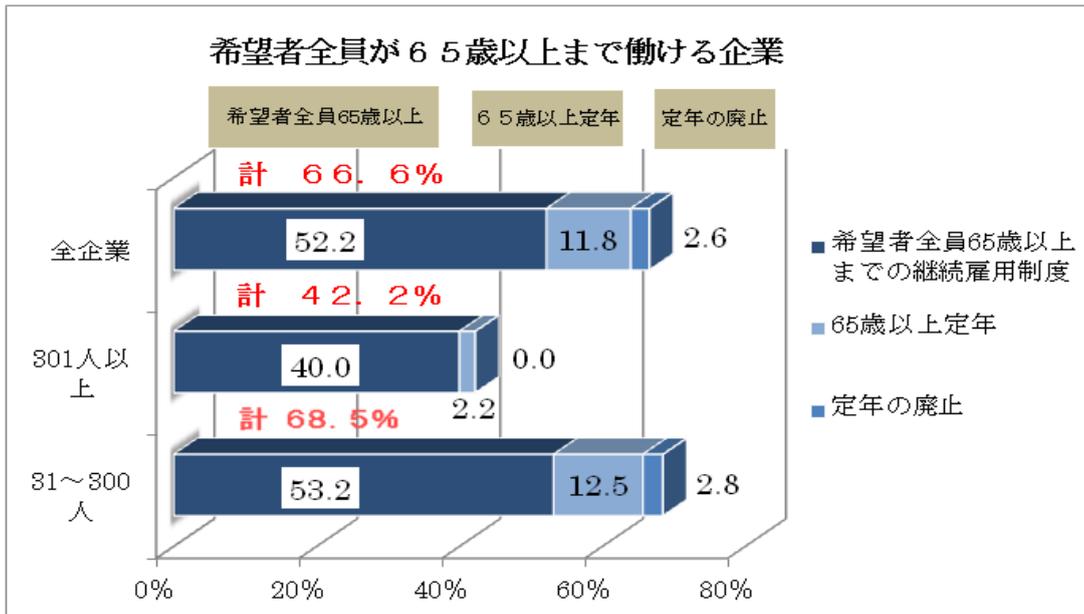
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度		
31~300人 (中小企業)	32 (33)	145 (151)	616 (395)	793 (579)	1,158 (1,158)
	2.8% (2.8%)	12.5% (13.0%)	53.2% (34.2%)	68.5% (50.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上 (大企業)	0 0	2 (02)	36 (17)	38 (19)	90 (85)
	0.0% (0.0%)	2.2% (2.4%)	40.0% (20.0%)	42.2% (22.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	32 (33)	147 (153)	652 (412)	831 (598)	1,248 (1,243)
	2.6% (2.7%)	11.8% (12.3%)	52.2% (33.1%)	66.6% (48.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。



※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

(1) 全体の状況

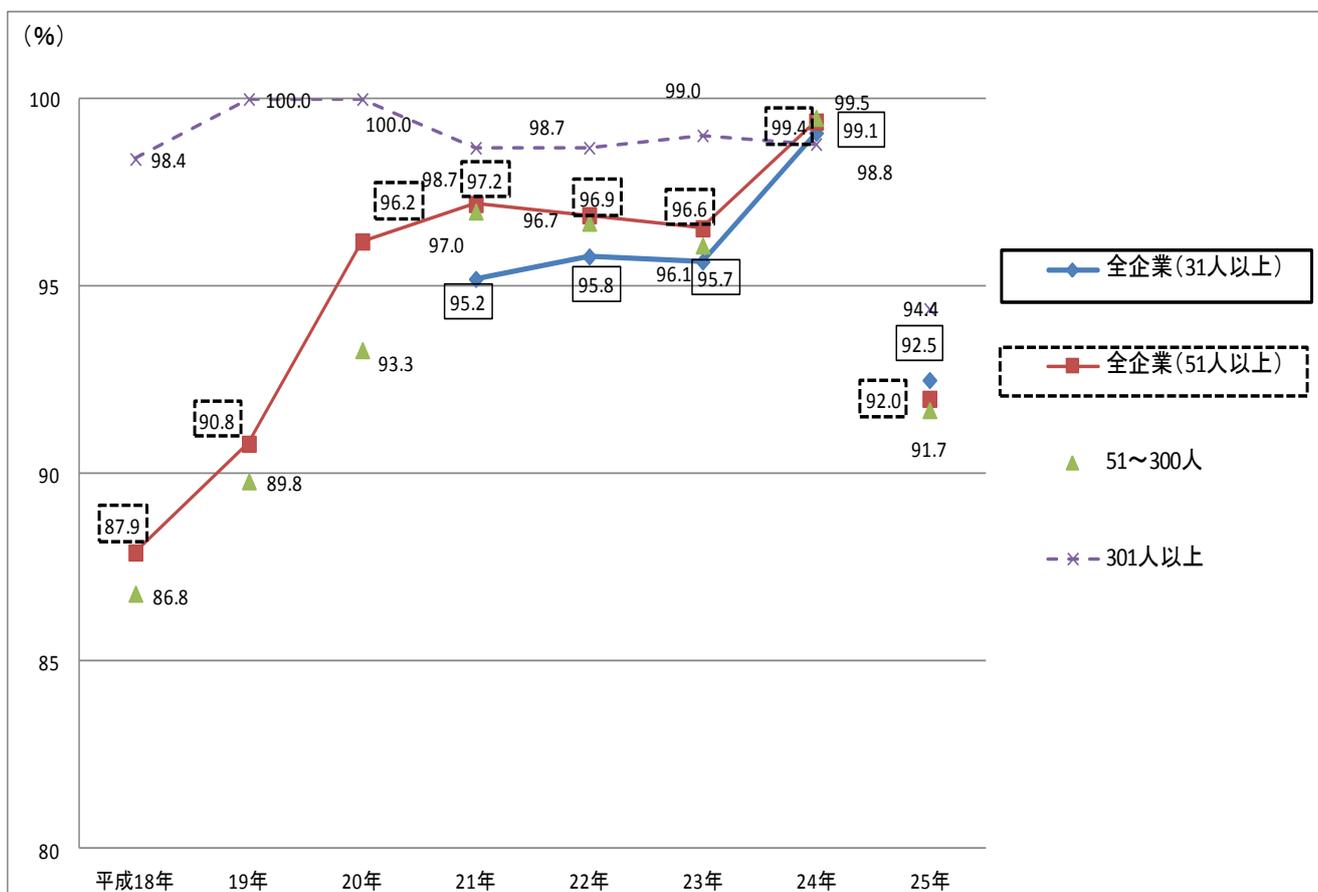
高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は92.5%(1,248社中1155社)、うち51人以上規模の企業で92.0%(836社中769社)となっている。

(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると全体では6.6ポイントの減少。51人以上規模の企業では7.4ポイントの減少。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では94.4%(90社中85社)、中小企業では92.4%(1158社中1070社)となっている。(次図及び別表1)

(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると大企業では4.4ポイントの減少。中小企業では6.7ポイントの減少。

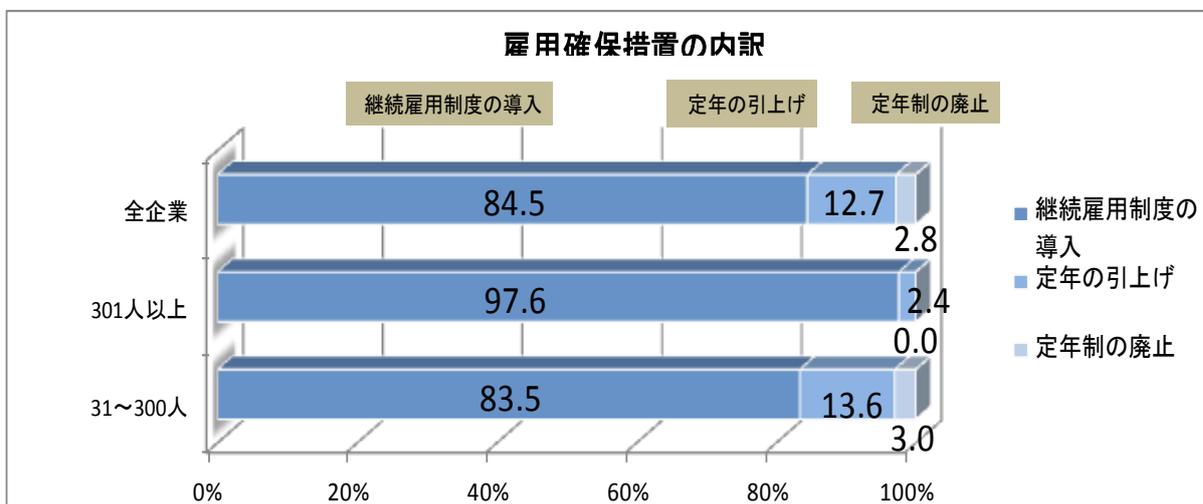


(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.8% (32 社)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 12.7% (147 社)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 84.5% (976 社)

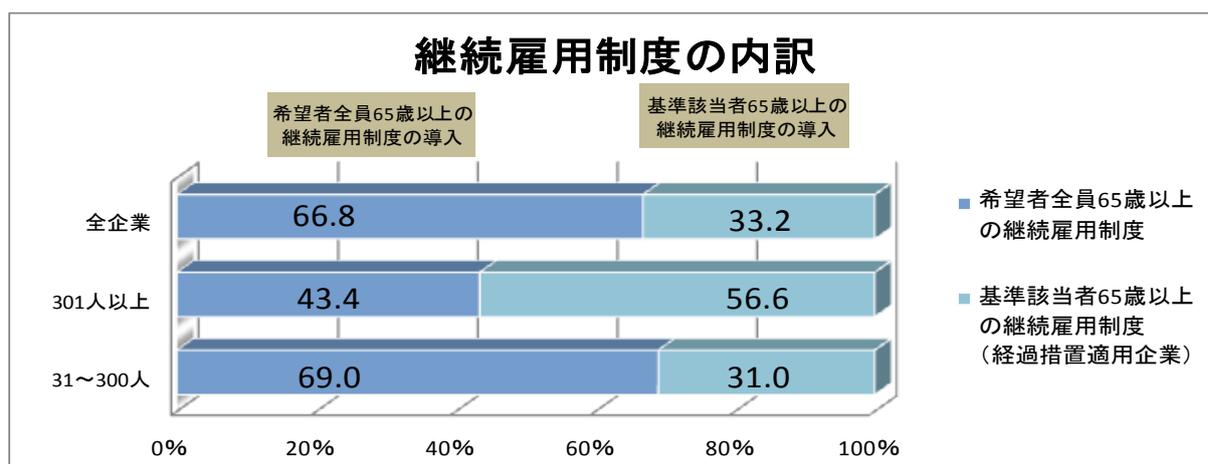
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(次図及び別表 3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (976 社) のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 66.8% (652 社)
- ② 高齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業 (経過措置適用企業) は 33.2% (324 社) となっている。(次図及び別表 3-2)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (976 社) の継続雇用先について、自社のみである企業は 94.0% (918 社)、自社以外の継続雇用先 (親会社・子会社、関連会社等) のある企業は 5.9% (58 社) となっている。(別表 3-3)

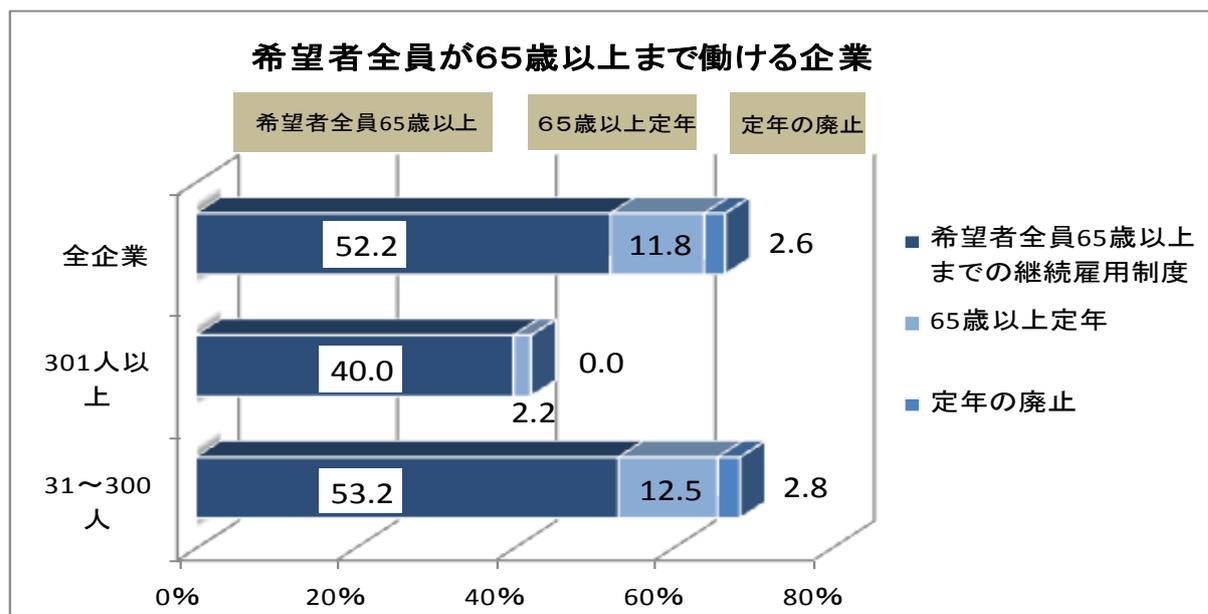
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は831社(対前年比233社の増加)、割合は66.6%(同18.5ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では793社(同214社の増加)、68.5%(同18.5ポイントの増加)、
 - ② 大企業では38社(同19社の増加)、42.2%(同19.8ポイントの増加)、
- となっており、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増している。(次図及び別表4)

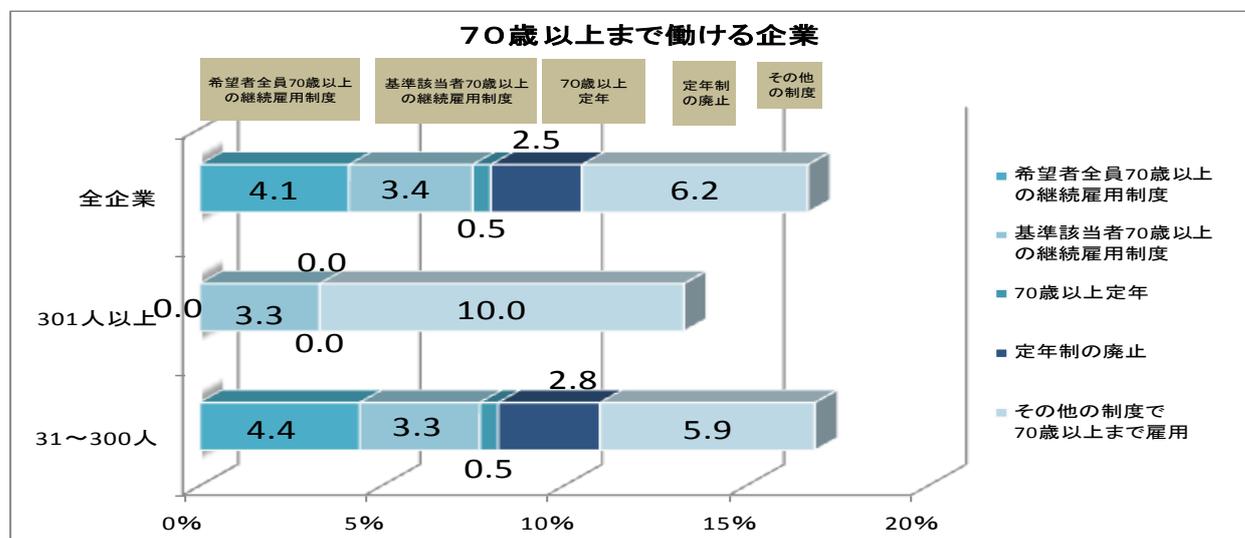


(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、208社(対前年比34社の減少)、割合は16.7%(同2.8ポイントの減少)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では196社(同35社の減少)、16.9%(同3ポイントの減少)、
 - ② 大企業では12社(同1社の増加)、13.3%(同0.4ポイントの増加)
- となっている。(次図及び別表5)

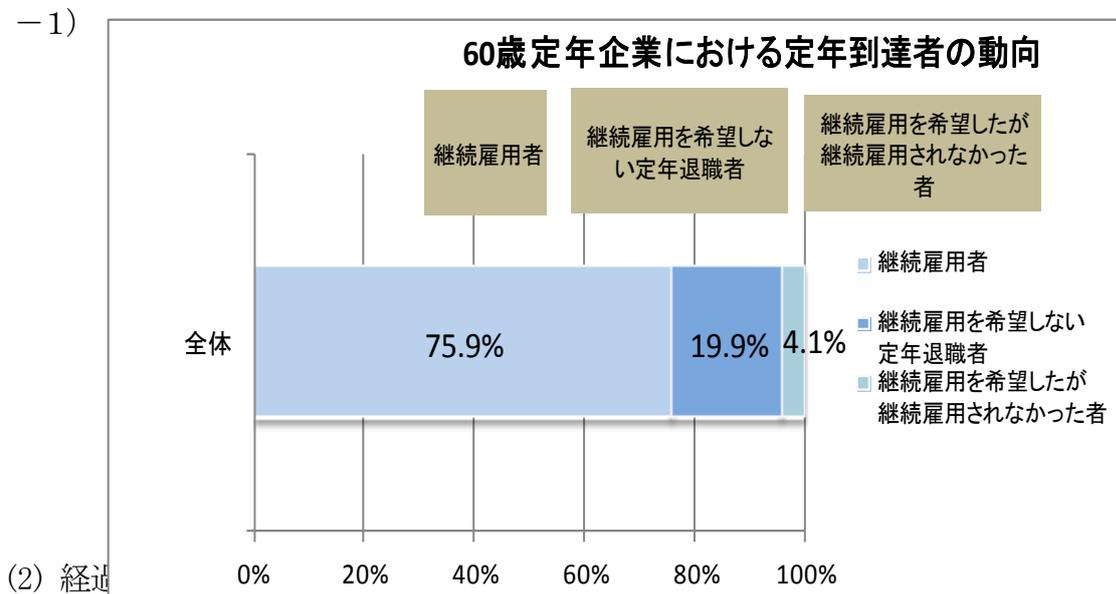


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

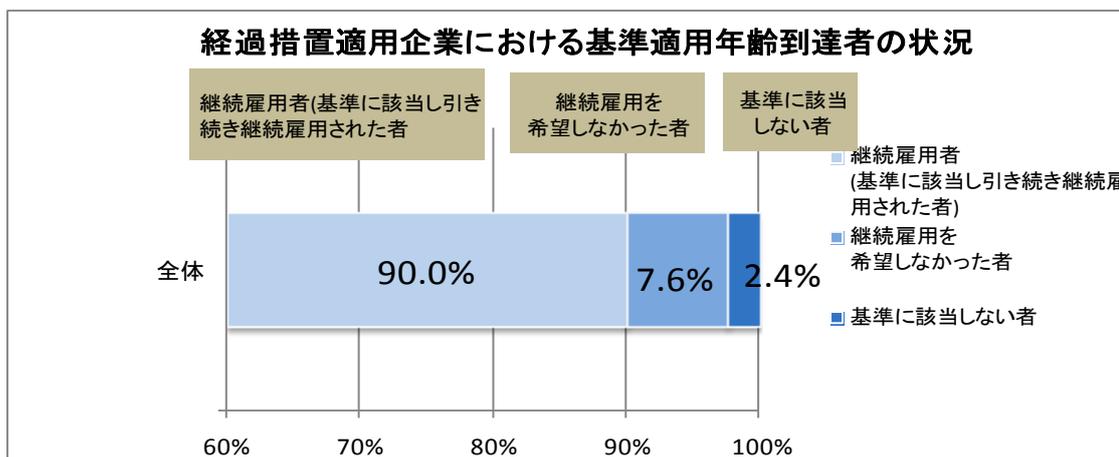
※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったが、定年到達者については、平成 24 年6月1日～平成 25 年3月 31 日の 10 か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成 25 年4月1日～平成 25 年5月 31 日の2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成 24 年6月1日～平成 25 年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(2,348 人)のうち、継続雇用された者は1,783 人(75.9%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は72 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は468 人(19.9%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 97 人(4.1%)となっている。(次図及び別表7-1)



(2) 経過措置

平成 25 年4月1日～平成 25 年5月 31 日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(368 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 331 人(90.0%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は28 人(7.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は9 人(2.4%)となっている。(次図及び別表 7-2)



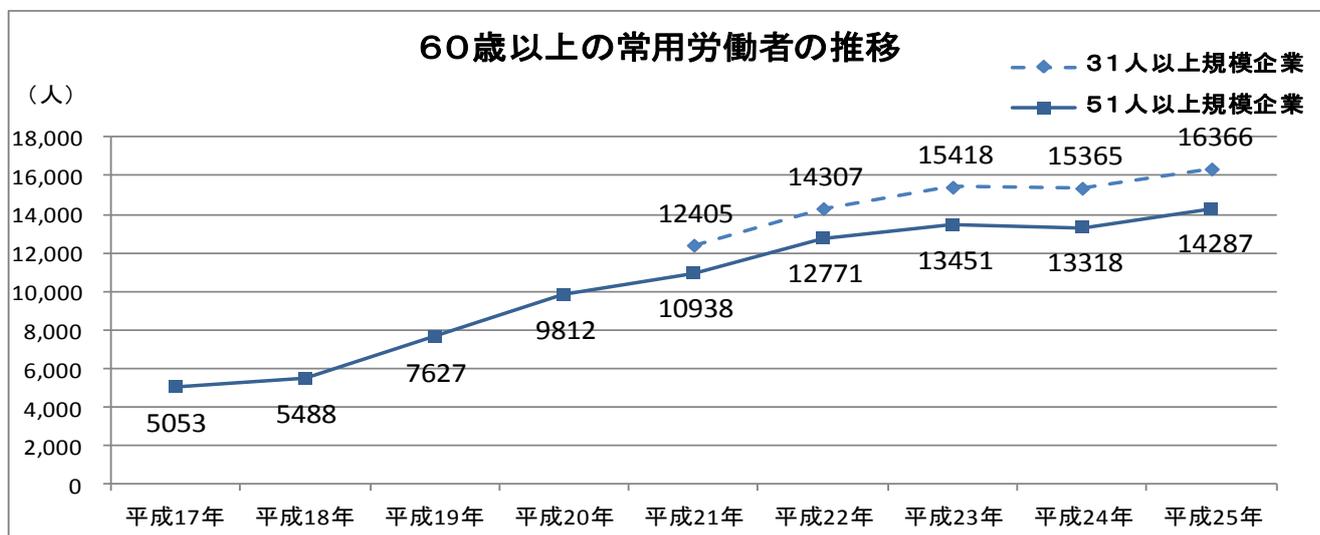
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数164,271人のうち、60歳以上の常用労働者数は16,366人で10%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が11,573人、65～69歳が3,627人、70歳以上が1,166人となっている。(別表8)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は14,287人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると9,234人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は16,366人であり、平成21年と比較すると、3,961人増加している。(別表8)



5 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業に順守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が93社にのぼることから、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組めます。